

令和5年4月3日

鏡野町立鏡野中学校
校長 筒塩 操

令和4年度鏡野町立鏡野中学校 部活動に係る活動方針（案）

1 本校の部活動

男子（14部）：野球、サッカー、陸上競技、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、卓球、柔道、剣道、水泳、スキー、体操、文化、吹奏楽

女子（13部）：野球、サッカー、陸上競技、ソフトテニス、バレーボール、卓球、柔道、剣道、水泳、スキー、新体操、文化、吹奏楽

2 目的

- (1) 知・徳・体の調和のとれた生徒を育成する。
- (2) 生徒の特性・個性の伸長を図るとともに、自主性を育てる。
- (3) 生徒の規範意識の高揚を図り、よりよい人間関係を育てる。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

(1) 休養日

- ・原則、毎週水曜日は完全休養日とし、週末は日曜日を休養日とする。練習場所等の関係で日曜日に活動を行う場合には、土曜日を休養日とする。やむを得ず、試合等により、土日いずれも活動する場合は、当該週または次週に振り替え休業日を設ける。なお、そのような状況が常態化することのないよう留意すること。
- ・定期テスト1週間前からテストが終了するまでは、活動中止とする。
- ・閉庁日は、活動しない。

(2) 活動時間

- ・平日は2時間程度、休業日は3時間程度までとする。
- ・朝練習は行わない。
- ・何らかの警報発令時や雷発生時、猛暑による熱中症が危惧される場合等、生徒が安全に活動できないと判断する場合には、活動を中止する。
- ・下校時刻を厳守する。

(3) 対外試合等

- ・練習試合等を校外で実施する際は、2週間前までに校長へ対外試合等実施届けを提出する。

(4) 大会等の参加

- ・大会等の参加は、中学校の連盟主催の大会等への参加を原則とする。その他の団体が主催する大会等への参加は、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

(1) 部活動顧問会議について

- ・年度の始めに職員会議を行い、共通理解を図る。

(2) 部費等の取り扱いについて

- ・原則、保護者会に一任することとする。なお、以下の点に留意すること。
 - (1) 部費等を徴収する場合は領収書を発行するなど、入金状況が明確になるようにすること。
 - (2) 徴収した部費等は金融機関に預け入れ、現金で保管しないこと。
 - (3) 部費等に係る出納簿を作成し、会計の処理内容を明確にするとともに、適宜関係書類の整理をおこなうこと。
 - (4) 少なくとも年1回は、保護者に対して監査を伴う会計報告をおこなうこと。

(3) その他

- ・規律違反等、好ましくない状況があった場合には、職員会議等で協議の上、一定期間活動を停止させることがある。